

令和2年 8月17日

東大阪市長 野田義和 様

東大阪市特別職の議員報酬等審議会

会長 村岡 悠子

市議会議員の議員報酬額並びに市長及び副市長の給料額について（答申）

令和2年3月25日付け東大阪行職第2088号で諮問のあった市議会議員の議員報酬額並びに市長及び副市長の給料額について、本審議会は、市民各層の代表としての自覚と責任のもと、公正かつ慎重に審議を重ねた結果、次のとおりの結論に達したので答申します。

## 第1 結論

### 1 市議会議員の議員報酬額

市議会議員の議員報酬額については、現行から10%の減額が相当と判断する。

	現行	答申（10%減額）
議長	800,000 円	720,000 円
副議長	740,000 円	666,000 円
議員	700,000 円	630,000 円

### 2 市長及び副市長の給料額

市長及び副市長の給料額（以下、「市長等の給料額」という。）については、現行額に据え置くことが相当と判断する。

	現行	答申
市長	1,030,000 円	1,030,000 円
副市長	870,000 円	870,000 円

### 3 市議会議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当及び退職手当のあり方に関する意見

現行の算定方法、金額及び支給時期を変更すべき積極的理由は見当たらない。もっとも、現状の課題については、行政内部で検討、整理を行うことが望ましい。

### 4 改定時期

改定の時期は、令和2年10月1日とすることが適当である。

### 5 付言事項

議員報酬額や市長等の給料額について適切な水準を保つためには、定期的に特別職の議員報酬等審議会（以下、「報酬等審議会」という。）を開催し、その時々为社会経済情勢や東大阪市の財政状況、また、類似団体の報酬・給料水準や市民の意見が確認され、これが反映される必要がある。特に議員報酬については平成8年から見直しがなされず、本審議会開催までの24年間にわたり議論の俎上に載らない不健全な状況であった。今後は、報酬等審議会が定期的に開催されることを求める。

開催の頻度については、4年間の任期中に可能な限り適宜に社会情勢や財政状況等が報酬及び給料額に反映され、かつ議員及び市長等が緊張感を持って議員活動・市政運営にあたるという観点から、2年に1度開催されることが望ましく、最低でも4年間の任期中に1度は開催される必要がある。

## 第2 本審議会が開催されるに至る経緯

東大阪市では、市長等の給料額は平成24年に報酬等審議会へ諮問され、その答申を受けて約10%減額の条例改正を行い、市長は月額115万円から月額103万円に、副市長は月額97万円から月額87万円に改定がなされて現在に至っている。

対する議員報酬については、平成8年に報酬等審議会による答申を受けて、月額64万円から月額70万円への改定がなされて以来、約24年

間という長きにわたり見直しが行われないうまま現在に至っていた。

このように長年見直しが行われず据え置かれていたこと、また、東大阪市議会議員の月額報酬が政令指定都市を除く全国の市町村で最も高額に位置していたことから、東大阪市議会令和元年第4回定例会において、議員報酬月額を20%減額する条例改正の提案があった。同条例は結論として否決されたが、複数の会派から、議員報酬は報酬等審議会に諮り、多角的要素から検討されることが適切である旨の意見があり、提案会派からも、審議会に委ねるのも一つの手段であるとの答弁がなされた。

その後、令和2年2月4日付けで東大阪市議会議長から市長に、議員報酬額について報酬等審議会への諮問が依頼された。

市長及び副市長の給料額についても、前回の改定から8年が経過していることから、適正な給料額について報酬等審議会に諮ることとなった。

このような経過を踏まえて、令和2年3月25日、本審議会の開催に至ったものである。

### 第3 検討の際の指標と参照資料

本審議会での審議にあたっては、議員、市長及び副市長の職責・職務の重要性を前提に、市民感覚を反映させ、かつ、論理的裏付けが得られるよう、多角的視点から検討することを念頭においた。

具体的指標としては、平成8年度報酬等審議会及び平成24年度同審議会でも指標とされている「社会経済情勢の変動」、「東大阪市の財政状況」、「類似団体との比較均衡」「一般職職員の給与改定の状況」を基本事項に据えるとともに、現在行われている臨時特例的な減額措置<sup>1</sup>や本審議会開催に至る経緯といった事情も広く総合的に考慮することとした。

参照資料は、「特別職の職員の給与について」(昭和43年自治給第94号各都道府県知事宛自治省行政局長通知)において必要資料として求め

---

<sup>1</sup> 東大阪市議会令和2年5月第1回臨時会において、令和2年6月から令和3年3月までの間、市長の給料月額については10分の2、副市長の給料月額については10分の1を減額、また、市議会議員については令和2年6月から同年11月までの間10分の1を減額することが決定された。

られるもの<sup>2</sup>に限らず、審議会における各委員の提案も考慮して、厳正かつ公正な審議を行った。

以下では、まず、議員報酬額についての各指標の検討結果及び答申内容を述べ（下記「第4」参照）、次に、市長等の給料額についての答申内容を述べる（下記「第5」参照）。

#### 第4 議員報酬額について

##### 1 各指標の検討

##### (1) 社会経済情勢の変動

ア 前回の報酬改定時である平成8年以降の、全国及び大阪市の消費者物価指数（年度平均）の比較を行った。全国の消費者物価指数については、（以下、平成27年を100.0とした場合）平成8年が97.9であるのに対し、平成31年が102.0であった。また、大阪市の消費者物価指数については平成8年が100.5であるのに対し平成31年は101.2であり、物価水準の動きはほぼ横ばいであった。

イ ところで、本審議会の初期の段階から、新型コロナウイルス感染症が社会経済に与える影響について、本審議会の中でいかに取り扱うべきかが問題となった。

すなわち、既に令和2年2月には新型コロナウイルスの感染拡大に影響を受けた景気失速が報じられていたところ、第1回審議会（同年3月25日）開催直後の同年4月には、同ウイルス感染拡大防止のため、政府より史上初の緊急事態宣言が発令された。同宣言によって本格的に経済活動の自粛が余儀なくされ、消費増税（令和元年10月）の影響が残る中、コロナ危機による経済収縮が直撃した。

景気に関する政府の公式見解である月例経済報告においては、令和

---

<sup>2</sup> ①近年における消費者物価上昇率、②人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額、③過去における特別職の職員の給与改定の状況、④一般職の職員の給与改定の状況、⑤議会費の前五ヶ年間の一般財源に対する構成割合及び報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込、⑥当該地方公共団体の職員報酬月額総額の住民一人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較、⑦議会議員の活動状況（審議日数）

2年4月の基調判断は「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。」とされ、同年5月の基調判断も「急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。」との見方が示されている。

本審議会には、議員報酬額及び市長等の給料額の本来あるべき姿を検討することが求められており、答申すべき内容は暫定的な措置ではないし、答申を踏まえて改定される場合の報酬や給料の額については条例改正も伴う。したがって、短期的な特殊事情であれば、これを直接反映することは相当でない。もっとも、同感染症の影響が一時的・短期的なものと同楽観視できる状態にはない。さらに、本審議会は市民代表の役割も有するところ、現実には生じている新型コロナウイルス感染症による景気悪化の影響をないものと仮定して答申を行うことも、素朴な市民感情と乖離すると言わざるを得ない。

他方で、まさにコロナ禍の最中に開催された本審議会審理時点で、新型コロナウイルス感染症が社会経済にもたらす影響について具体的数値に落とし込んで算定することは不可能である。

以上を踏まえて、本指標の判断に際しては、新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響を具体的・数値的に考慮することは行わないが、社会経済情勢について「悪化している」「景気後退局面」と判断すべき根拠の一事情として、斟酌する扱いとした。

## (2) 東大阪市の財政状況

ア 東大阪市の財政状況についてみると、平成30年度の普通会計決算は26億円の黒字を確保しているものの、経常収支比率は94.9%となお高い水準にあり、長年の課題である財政の硬直化は解消されていない。

イ また、東大阪市の公表している平成30年度財政比較分析表(普通会計決算)によれば、東大阪市の同年度の財政力指数は0.76であり、「類似団体内平均値と比較するとやや下回っている状況にある。」「今後もなお厳しい状況が見込まれることから、着実に財政改革の取組をすすめ、改善を図っていく必要がある。」と評されている。

ウ 加えて、東大阪市の歳出に特徴的な事情として、扶助費に係る経常収支比率が高いことが指摘されるどころ、本審議会開催時点で既に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による完全失業率の上昇や生活保護申請の増加見込みが報道されており、さらなる扶助費の支出拡大（構成比の増加）が見込まれる。その帰結としての経常収支比率の悪化及び今後の厳しい行財政運営も想定される。

エ 以上の検討結果と考察を踏まえ、議員報酬の財源たる財政状況については、厳しい状態にあると判断した。

### （３）類似団体との比較均衡

ア 類似団体との比較均衡では、まず、全国中核市（６０市）を母数として、現在の東大阪市の議員報酬月額的位置づけを確認した。次に、地域性を考慮するという点から、大阪府下中核市<sup>３</sup>における東大阪市の位置づけも確認することとしたところ、下記事実が確認された。

イ 中核市６０市のうち東大阪市の議員報酬月額７０万円は、同額の金沢市と並んで最も高額であった。

また、中核市６０市の議員報酬の平均月額は６１万４８３円（最低額４万７５００円～最高額７０万円）であり、東大阪市とは約９万円の有意な差が存在した。

加えて、同規模団体における位置づけの確認のために、より東大阪市と人口規模が類似した市を絞りこんで比較することとし、人口４０万人以上の中核市２２市との比較を行った。同２２市の議員報酬の平均月額は６４万３６３７円であり、東大阪市とは約５万６０００円の差が存在した。

さらに地域性を反映するため、大阪府下の中核市（東大阪市を除く）６市に限定して議員報酬の平均月額<sup>４</sup>を算定した。同６市の議員報酬の平均月額は６３万７８００円（最低額は八尾市の６１万円）であり、東大阪市の議員報酬月額７０万円とは約６万２０００円の差が存在した（なお、次点は高槻市の６６万円）。

---

<sup>３</sup> 高槻市、吹田市、枚方市、豊中市、寝屋川市、八尾市及び東大阪市

<sup>４</sup> 平均月額の算定にあたって、枚方市、寝屋川市は減額後の金額を用いている。

ウ 他方で、本審議会では、議員数や、議会開催日数等、議員の活動量の視点からも類似団体との比較を行うことを検討した。しかし、そもそも議員の活動量を比較算出すること自体が困難であることの確認に尽き、平均値から突出した東大阪市の議員報酬額について、活動量の視点からこれを裏付けることはできなかった。

エ 以上のとおり、類似団体との比較均衡という観点からは、東大阪市の議員報酬額は突出しており、市民感情としても納得、理解が得られるものではないことが確認された。

#### (4) 一般職職員の給与改定の状況

ア 国家公務員の給与は、公務員給与水準と民間賃金水準とを比較しその較差是正を勧告する人事院勧告によって改定が行われており、地方公務員である東大阪市一般職職員も、人事院勧告に準じて改定を行っている。したがって東大阪市一般職職員の給与改定の状況も、その時々民間賃金の推移を反映しているといえる。

イ そこで具体的に、平成8年度から令和2年度の東大阪市一般職職員の平均給料月額の変動を確認したところ、平成8年度が月額39万800円であるのに対し令和2年度は月額31万4817円であり、平均年齢の低下による影響はあるものの、約20%の減額であった。

ウ ただし、市議会議員は広く地方公務員ではあるものの特別職であり、しかも住民によって直接選挙され信任を受けて4年間その職に就任することなど、一般職職員とは性質上区別される。したがって、一般職職員の平均給与の変動率(約20%減額)をそのまま議員報酬にスライドさせて考えることは適切ではないと判断した。

#### (5) 議員の業務の重要性

議員の活動は、住民を代表してその意思を当該地方公共団体の行政運営に反映し、首長等の事務事業執行を監視するという目的のために行われており、重要であるとともにその責任は重大である。また、市民ニーズも多様化する中、東大阪市の議員定数は段階的に削減されており、議員一人あたりの負荷は増しているとの見方もある。さらに議員報酬が生活給としての性質を有することを考慮すれば、報酬がその

職務を行うにあたって低額に過ぎることは不適切である。

#### (6) その他（時限的措置）

東大阪市の市議会議員は、新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢の悪化を考慮し、苦境を強いられている市民と痛みを分かち観点から、自主的な判断に基づく時限的措置として、令和2年6月から11月までの議員報酬を特例により10%減額することとしている。

#### 2 議員報酬の増額・維持・減額の方向性について

以上の検討を踏まえ、議員報酬の増額・維持または減額について、本審議会は以下のとおり判断した。

すなわち、議員が市民に果たすべき機能とその価値が非常に重要であり、生活給としての報酬について安易な減額は認めるべきでないことを前提としても、議員報酬の原資である市の財政が厳しい状況にあり、社会経済情勢も低迷している状況にあって、さらに、一般職職員においてもこの24年の間に相当割合の減額が行われてきた中で、中核市第1位という現在の高額の議員報酬を正当化する合理的根拠は存在せず、このような報酬額についての市民の理解は得難いと言わざるを得ない。

したがって、議員報酬月額70万円については、減額することが相当である。

#### 3 具体的な減額率について

本審議会は、その役割として、多角的視点からの検討と減額率についての論理的裏付けが求められていることを真摯に受け止めて協議した結果、減額率については、10%が相当と判断する。

もっとも、上記減額率10%については、容易に委員の意見の一致に至ったものではない。具体的数値の算定方法について明確な基準は存在しないことから、多種多様な意見・議論が交わされた（具体的意見については後述）。

特に、報酬の減額（率）が議員のモチベーションに及ぼす影響についての考え方は7人7様であり、議員活動の質の低下は市民にとっても損失であることから、減額率については抑制的に考えるべきとの強い意見があった。議員の職務の重要性・責任の重さや、議員活動が議会開催中に限

定されるものではなく多岐にわたることを考慮すれば、あまりに大幅な減額を行うことは適切ではないという点は、全委員において確認された。

ところで、モチベーションや市民感覚といった数値的・客観的に評価し難い指標と異なり、議員報酬月額が類似団体との均衡の点で大きく突出している点は、客観的事実として認められる。この点は、昨今の特に厳しい社会情勢を考慮しても市民の理解を得られないものであり、また、中核市1位という不均衡状態について議員自身が抱いた疑義に端を発し本審議会が開催されたという経緯を考慮すれば、類似団体との比較均衡の視点は、減額率の検討において一定程度重視すべきと考えた。

このような観点から、複数の減額率（5%、10%及び15%）を検討したところ、5%減額の場合（月額66万5000円）は中核市60市中8位となお相当上位の報酬額であるのに対し、10%減額（月額63万円）及び15%減額（月額59万5000円）の場合は中核市の平均月額である61万483円に近づくといえる。同時に、15%減額の場合は同平均月額を下回るのに対し、10%減額の場合は同平均月額を上回る金額であるという点で、本審議会委員を含む市民全体の議員に対する期待の意味も込められる金額であると考えた。さらに、議員自身が自主的に10%という減額率での減額措置を取っていることは、議員のモチベーションという点からも受け入れやすいと思料した。

なお、この10%という減額率については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会経済情勢の悪化が一事情として考慮されている。現在まさに社会経済情勢が変動する最中にあるところ、後日、その情勢の変動によって、報酬額について増額もしくはさらなる減額が相当と判断される余地は当然認められる。そこで、本書面第7に詳述するとおり、報酬等審議会が適宜開催され、社会情勢等に応じた増額ないし減額の審議が定期的に行われることを強く希望する。

（具体的意見）

#### ■社会経済状況

ア これまで売上げが落ちるとは夢にも思わなかったような企業が、今は2

割、3割落ちているのが現状である。

イ 今の厳しい社会情勢を見ると、20%減額でも良いと思う。

#### ■他市比較

ウ 高槻市の議員報酬額は66万円。高槻市よりも東大阪市の人口規模は大きいため、議員報酬額もそれより高い方が良いのではないかと思う。したがって、5%減額が妥当と考える。

エ 近隣市である八尾市と比較すると、東大阪の議員報酬は高いという意見を聞く。東大阪市の財政力指数でいうと八尾市と同じ0.76であるが、その八尾市が議員報酬61万円。10%減らしても、それよりはまだ上になる。地域性を踏まえて均衡を考える必要がある。

オ 中核市のうち、東大阪市の議員定数38名と同じ定員の市が東大阪市の他に10市あり、その平均額と比較しても高い。

カ 川口市（産業構造等が類似）と東大阪市とを比較すると、川口市の議員報酬は64万1000円。東大阪市は現在70万円だが期限付きで10%減額して63万円。川口市くらいが妥当ではないかと思う。

キ 東京都大田区（産業構造等が類似）と東大阪市とで比較した場合、大田区は61万5800円。大阪より物価が高いと思われる大田区が、この金額であり、東大阪市も同じぐらいが良いのではないかと思う。

ク 平成8年審議会増額の理由としても他市との均衡を考慮している。減額の場面でも考慮すべきだが、5%の減額では平均値と全く均衡しない。

#### ■モチベーション

ケ 議員になり、市のためにと高い志で働いている中で、報酬はモチベーションにも繋がる。高いこと自体は悪いことではない。

コ 報酬について上げる分にはいいが、下げる分にはやはりモチベーションの問題があるので、慎重に考えなければいけない。

サ 他市の比較は重要だが、モチベーションを考えたら、平均より少し上になるぐらいが良いと思う。

シ 議員のモチベーションはもちろん分かるが、議員目線のみではなく、市民目線で考えることも大切である。

ス 兼業議員と専業議員では、モチベーションは大分違うのではないか。

セ 報酬が下がったからモチベーションが下がりパフォーマンスも下がると  
いうのは、議員として、それで良いのか疑問。

#### ■市民感覚

ソ 10%減額ということであれば、年収も相当額下がる。市民感情としても  
納得が得られやすい。

タ 近隣の八尾市よりも格段に高いというのは市民感情としても理解されに  
くい。

チ 減額についてはパーセンテージに注目するのではなく金額を見るべき。

10%減額しても、月額63万円。市民感情としては高額である。

ツ 私が議員の立場であれば、現在の金額は、こんなに貰っていいのだろうか  
と苦しむ金額である。

テ 中小企業の社長並みの金額。生活費として相当高額である。

#### ■その他

ト 会社（私企業）の場合、社員の給料を減額は、なかなかできない。常識的  
に考えて、5%程度。

ナ 時限的ではあるが、既に議員自ら10%減額というラインを引いている。

### 第5 市長及び副市長の給料額

#### 1 各指標の検討

(1) 社会経済情勢の変動、東大阪市の財政状況及び一般職職員の給与改  
定の状況

各事項とも、第4において述べたとおり。

(2) 類似団体との比較均衡

中核市60市のうち東大阪市長の給料月額103万円は51位、副市  
長の給料月額87万円は42位であった。また、中核市の給料月  
額の平均額が市長、副市長それぞれ107万9543円、88万  
8478円であり、東大阪市の市長及び副市長の給料月額は、平均額よ  
り下に位置した。

加えて、議員報酬の比較の際と同様に、人口40万人以上の中核市  
22市の平均給料月額との比較を行った。同22市の平均給料月額は、

市長 1 1 0 万 7 4 5 5 円、副市長 9 0 万 9 4 0 9 円であり、やはり、東大阪市の市長及び副市長の給料月額より下回ることが確認された。

一方、上記の金額はいずれも条例本則上の給料月額を前提としているが、選挙公約や財政的事実等を理由とした減額措置を行っている市があること、また東大阪市を含め市長及び副市長に地域手当（給料月額に一定割合を乗じたもの）を支給している市があることから、それらを考慮した実支給額で比較を行ったところ、地域手当を含めた市長の支給額（月額 1 1 3 万 3 0 0 0 円）及び副市長の支給額（月額 9 5 万 7 0 0 0 円）は、中核市の平均額より上回る結果となった。

### （３）市長及び副市長の職務の重要性

市長は市を統括して代表する地位にあり、行政運営の最高責任者として重い職責を負っている。また副市長は、市長と一体となって政策を具体化するとともに、市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、その職務を代理するという重要な職責を担う。地方自治体の行政需要や地域課題が多様化・複雑化していることを考慮すれば、市長・副市長の役割は極めて重要である。

### （４）その他（時限的措置）

市長及び副市長は、新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢の悪化を考慮し、上述の議員報酬の時限的措置と同趣旨で、令和 2 年 6 月から令和 3 年 3 月まで、市長の給料月額は 2 0 %、副市長の給料月額は 1 0 % 減額することとしている。

また、市長及び副市長は、平成 2 4 年度の報酬等審議会では給料のあり方について諮問し、給料月額約 1 0 % を減額している。

## 2 市長及び副市長の給料額について

市長及び副市長については、市議会議員と異なり、平成 2 4 年度に給料月額を約 1 0 % 減じていること、現在の給料月額が類似団体の中で下位に位置づけられていること、他方で、現市長の市政活動に関して市への貢献を実感するとの市民目線の発言もあり、委員からは、増額の余地もあるのではないかとの意見も出たところであった。

しかし、市長及び副市長の給料月額を検討するにあたっては客観的かつ論理的な裏付けを追求するという本審議会の立場からは、社会経済状況が悪化しており景気後退局面であること、また、上記のとおり市財政も厳しい状況であることを考慮すれば、この時期に増額すべき合理的根拠まで見出すことはできないと判断した。具体的意見は下記のとおりである。

以上の次第で、市長及び副市長の給料額については現状維持が相当であると判断した。

#### (具体的意見)

- ニ 有事の際に表立って出てくるのは市長であり、副市長は市長の代行としてその責務を負っている。非常に重要な役割である。
- ヌ 議員は38人いるが、市長は50万人の市民に選ばれた1人の市長であり、全責任を負う。議員と異なる視点で報酬のあり方を考える余地がある。
- ネ 新型コロナウイルス拡大の時期でなければ異なる判断もあり得ると思うが、現状の社会情勢や財政力指数を考慮すれば増額は見送るべきである。
- ノ 類似団体との位置づけでは平均以下であり、議員報酬のように突出しているという問題はない。しかし、なお、社会情勢、財政の問題がある。市長の給料においても市民目線を反映させるべきである。

### 第6 意見を求められた事項（期末手当・退職手当）

#### 1 期末手当（市議会議員、市長及び副市長）

東大阪市の期末手当の支給月数は、市議会議員は年間3.90月分（加算率20%）、市長及び副市長は年間4.05月分（加算率20%）である。

市議会議員、市長及び副市長の期末手当については、もともとは、一般職の期末手当及び勤勉手当の合計支給月数と同一の支給月数であった。ところが、人事院勧告に準じて一般職が支給月数の引き上げを行った際に、市議会議員や市長、副市長を始めとする特別職において、考慮すべき事情があるとして据え置き判断を行った年があった。そのため、一

一般職との差異が生じるに至っている。

この期末手当については、そもそも、市議会議員や市長、副市長を始めとする特別職の期末手当支給月数が一般職に準ずるべきであるかといった問題や、仮に準ずるべきとした場合でも勤勉手当（一般職のみを対象とする手当）を含んだ月数とすることが妥当なのかといった複数の問題・課題が存在するところである。しかし、これら問題点について行政内部での検討も未了のまま現在に至っている。

したがって、期末手当については、上記問題点の検討が今後行われることが望ましく、別途、必要に応じて、報酬等審議会に意見を求めることが相当と考える。

## 2 退職手当（市長及び副市長）

市長及び副市長の退職手当の算定方法については、給料月額×在職月数×支給率の計算式により求められ、他市の退職手当算定方法についても、概ね、上記計算方法となっている。そこで、各市で異なる数値が定められている「支給率」について調査・比較を行った。

東大阪市では、市長の退職手当については支給率は0.5であり、副市長の退職手当についての支給率は0.35である。他方、支給率の中核市<sup>5</sup>平均は、市長の退職手当については0.5であり、副市長の退職手当については0.33であった。

いずれも、ほぼ平均的な水準にあると確認されたことから、現状の算定方法について変更すべき特段の理由はないものと判断した。

ところで、市長及び副市長以外の特別職の退職手当については、特別職でありながら一般職の条例が適用されるという歪な状態であることが確認された。本審議会では課題の共有に留めたところであるが、解消に向けた行政内部の検討を要する事項であると思料する。

## 第7 付言

報酬及び給料の額を検討する際の指標「社会経済変動」については、前

---

<sup>5</sup> 中核市のうち、東大阪市同様に、算定方法が給料月額×在職月数×支給率である合計51市。

回の改定時から現在までの推移が、上昇なのか横ばいなのか、それとも下降なのかといった、いわゆる景気の山と谷を考慮する必要がある。

しかし、特に議員報酬においては、前回改定時である平成8年から現在（令和2年）までの間に24年間の期間が経過している。この間には、3回もの消費増税、リーマンショック（平成20年9月）、ギリシャデフォルトに端を発する欧州経済の混乱（平成22年）、東日本大震災（平成23年）、米中貿易摩擦の悪化（平成30年）等、大きな景気変動の節目となる事象が複数存在し、経済成長率も山と谷を繰り返してきた。民間にも打撃を与えるような変動イベントが複数回存在したにも関わらず議員報酬のみがこれと無関係に推移することは、およそ健全とは言い難く、市民の理解を得ることもできない。報酬及び給料の額については、社会情勢や報酬財源たる財政状況と切り離されるのではなく、適切な時期に報酬等審議会を開催してそのあり方につき議論を行うことが不可欠の要請と思料される。議員報酬について24年間の長きにわたり据え置かれていた点については、これを問題視する意見が本審議会でも多数存在した（下記参照）。

したがって、本書第1「5 付言事項」のとおり2年に1回程度、最低でも、任期である4年間に1回は報酬等審議会が開催されるべきである。

また、これに関わらず、急激な経済状況の変化が見られた場合は、適宜開催するよう、臨機応変な対応を望む。

#### （具体的意見）

- ハ 平成8年から報酬が変わっていないのは異常である。
- ヒ 平成24年の報酬等審議会では市長、副市長の給料について審議したが、議員報酬は議会で独自に判断するということであったと認識している。そうであるにも関わらず実際は見直していないのは問題である。
- フ 報酬は大事な問題なのだから、3年または2年に1回、その他、急に財政的に悪化したら開催するなどすべき。開催についての約束事がないのは問題である。
- ヘ 議員の任期が4年なので、4年に1回開催する、または、新体制になったら臨時的に開催する等すべきではないか。そのような縛りがないと、いつ開催す

るのかということになる。

ホ 緊張感を持って仕事をしてもらうため、毎年開催してもよいと思う。

マ 報酬等審議会の審議対象は、市長、副市長、市議会議員のみとしているが、教育長や上下水道事業管理者等の他の特別職についても含めるべきではないかと思う。

東大阪市特別職の議員報酬等審議会 委員

石 津 良 行

大 石 房 枝

小 林 久 子

高 橋 由紀子

田 中 敬 二

平 本 善 憲

村 岡 悠 子

(五十音順)